

## 枚方市と枚方市職員労働組合の団体交渉の要旨

1. 日 時 令和2年11月16日(月) 午後7時45分～午後9時10分
2. 場 所 枚方市職員会館 大会議室
3. 出席者 組合側：執行委員長以下約40名  
市 側：総務部長、総務部次長、人事課長、職員課長、  
教育政策課長、上下水道経営室課長、市立ひらかた病院総務課長、  
書記(人事課・職員課 課長代理)
4. 課 題 「2020年 年末一時金要求書」、「2020年 賃金確定重点要求書」  
に基づく交渉(2回目)

### <交渉内容要旨>

#### I. 前回の交渉を受けて

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 前回の交渉内容を踏まえて、現時点で示せる回答を聞く。</li> <li>・ 我々の要求は、生計費に基づいている。人勧実施では生活改善には到底ならない。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 現時点で示せる内容は持ち合わせていない。近隣市の状況も見ながら人事院勧告内容の実施を判断したい。</li> <li>・ 厳しい財政状況の中であるが、何ができるか山場まで検討する。</li> </ul>

#### II. 基本賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員の制度導入にかかる国からの財源補填はあったと聞いているが、それにも関わらず一時金を引き下げるのは納得できない。そもそも、財源の補填はいくらあったのか。また、人勧実施した場合の影響額はいくら見込んでいるのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国による地方交付税措置についての具体的な内容は通知されていないが、交付税算定時での額と本市の人件費増加見込額は、ほぼ同額であり、概ね適切に措置されているものと考えている。また、0.05月分の引下げを実施した場合の影響額については、一人当たりの平均額は19,041円、会計年度任用職員では6,394円と試算している。</li> </ul>

#### III. 非正規職員の賃金等について

組 合	市
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員の一時金削減はあり得ない。我々はこれまで、非正規職員の賃金や労働条件についての処遇改善を前提として協議を積み上げてきた。処遇改善の検討を図っていくという姿勢に変わりがあったということか。</li> <li>・ 会計年度任用職員の一時金については、正職員に比べ格差が大きい。人勧準拠で削減はあり</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 会計年度任用職員については、法改正の趣旨を踏まえつつ、制度導入時において、基本的には正職員同様に人事院勧告に準じた対応を行っていくことが原則と労使で確認したものと考えており、その姿勢に変わりはない。</li> <li>・ 他自治体の対応状況も参考にしつつ、山場へ向けて検討したい。</li> </ul>

<p>得ない。雇用者責任を果たす意味でも撤回することはできないか。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>日本郵政において、非正規社員の手当や休暇について、正社員との待遇格差は違法との最高裁判決が出ていることを受け、本市の非正規職員に対して正職員との均等待遇が今後、求められることになると思うが、現時点の当局の考えを聞く。</li> <li>任期付職員の任期をなくすことや競争試験とせず自動更新とすることなど、負担を軽減することはできないか。</li> <li>会計年度任用職員の一時金を人勧どおり削減とするならば労使合意できないと考えている。再考を強く求めておく。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>本市としては、この判決を受け、今後、国がどういった対応を行っていくのか動向を注視したいと考えている。</li> <li>任期付職員に対する任期をなくすことや競争試験を免除するといったことは地方公務員法の規定上、困難である。</li> <li>厳しい財政状況の中ではあるが、その中においても何ができるか山場までの間、労使合意に向け、ぎりぎりまで検討していく。</li> </ul>
--	--